

令和元年度 富士宮市市有施設太陽光発電設備設置事業
プロポーザル募集要項

1 事業の概要

(1) 事業名

令和元年度 富士宮市市有施設太陽光発電設備設置事業

(2) 目的

富士宮市（以下「市」という。）では、再生可能エネルギーの普及拡大、公共施設の有効活用並びに災害時等における非常用電源の確保による公共施設の機能強化を図るため、事業対象地を賃借し敷地内にカーポート型太陽光発電設備の設置及び発電事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集・選定する。

(3) 内容

「令和元年度 富士宮市市有施設太陽光発電設備設置事業仕様書」のとおり

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、10年以内（太陽光発電設備の設置・撤去に要する期間を除く。）とする。

2 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 条件

各対象施設の年額使用料は、富士宮市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づくものとする。詳細は落札後に、市と落札業者間で協議、決定する。

4 提案募集スケジュールについて

(1) 事業候補者選定スケジュール(予定)

実施内容	実施期日
実施手続の開始・公表	令和元年10月3日(木)
質問書受付期限	令和元年10月7日(月)
参加表明書提出期限	令和元年10月18日(金)
事業提案書提出期限	令和元年10月18日(金)
プロポーザル審査の実施	令和元年10月25日(金)
審査結果の通知・公表	令和元年10月28日(月)以降

(2) 行政財産目的外使用許可申請について

業者決定後、各施設管理者に対し、行政財産目的外使用許可申請書等をすみやかに提出すること。

5 参加資格要件

(1) 事業者の構成

本プロポーザルに参加する事業者(以下、「提案者」という。)は、法人格を有している者(複数事業者による連合体も可)とする。事業者の連合体で参加する場合は、代表事業者を定めること。

ただし、連合体の構成者は、本事業に参加する他の連合体の構成者となることはできず、また、別途単独での参加もできない。

(2) 参加資格

提案者は、以下の全ての要件を満たしている者であること。(参加者が連合体であるときは、その構成事業者の全てが以下のア～オの要件を満たすこと。カについては、連合体の構成事業者のうち1社以上が該当すれば可とする。)

ア 富士宮市暴力団排除条例に基づき、法人及びその役員又は連合体の構成者等が暴力団員又は暴力団員関係者に該当しないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

カ 過去に他自治体公共施設において10kW以上の太陽光発電設備の設置工事を請け負い、又は発電事業を実施した実績を有すること。

6 提出方法

(1) 提出書類の入手方法

富士宮市ホームページ

(<http://www.city.fujinomiya.lg.jp/entrepreneur/visuf8000000rvbc.html>)からダウンロードすること。

(2) 事業提案書の提出について

ア 提出期限:令和元年10月18日(金) 午後5時

イ 提出書類:「令和元年度 富士宮市市有施設太陽光発電設備設置事業プロポーザル提出書類作成要項(以下「作成要項」という。)」に沿って作成すること。

ウ 提出場所:富士宮市環境企画課環境エネルギー室

エ 提出方法:期間内(土日祝祭日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に、持参すること。

オ その他:参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、事前に事務局に電話連絡の上、参加辞退届(「作成要項」様式第14号)を持参又は郵送すること。

(3) 提出部数等について

原本1部、写し9部、データ(CD-R)1部

データ提出におけるファイル形式は、Adobe Acrobat PDF形式、Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式によるものとし、データは提出時点で最新版のウィルスチェックソフトでチェックしたものを提出すること。

なお、企画提案書に含まれる著作権、特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、提案者が負うものとする。

(4) 質問について

ア 質問については、質問書(「作成要項」様式第13号)の提出により行うこととし、電話・ファックスによる質問は受け付けないものとする。なお、質問は参加表明書、事業提案書等の記載方法、仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

イ 提出方法については、事務局メールアドレス宛てに電子メールで提出すること。

その際、メールの件名の頭に「令和元年度 富士宮市市有施設太陽光発電設備設置事業質問書(事業者名)」を記し、送付すること。なお、送信確認の電話をすること。

ウ 回答は、質問者に対して電子メールで行うこととし、必要に応じて富士宮市ホームページに掲載する。

7 審査方法

(1) 選定委員会の構成

「令和元年度 富士宮市市有施設太陽光発電設備設置事業に係る公募型プロポーザル選定委員会」を設置する。委員長は環境部長とし、委員は市職員で構成する。

(2) 委員構成

以下の者を選定委員会の選定委員とする。なお、審査に専門的な知識を必要としないため、外部委員を置かないこととする。

環境部長
資産活用課長
環境企画課長
環境エネルギー室長
対象施設所管課課長
対象施設長

(3) 評価項目

評価項目については、別紙(「評価基準書」)のとおりとする。

(4) 審査の実施

市は、最も評価点数の高い提案をした1事業者を、事業候補者として選定する。

(5) 選定方法

ア 選定は、提出された企画提案書を基に公募型プロポーザル方式により審査を行う。

イ 選定の結果、評価点が最も高い者を優先交渉権者とし、協定締結の交渉を行う。

ただし、次の場合において、優先交渉権者の次に点数の高かった者(次点の提案者)と協定締結の交渉を行うことがある。

(ア) 優先交渉権者と合意に至らない場合

(イ) 優先交渉権者の提案施設と重複しない場合

(ウ) 優先交渉権者の提案施設と一部重複する場合でも、重複施設を除いた提案施設において提案条件を変更することなく事業を実施する意向がある場合

ウ 評価点が同点の場合は、委員長が優先交渉権者を決定する。

エ 選定結果は、各参加者に書面にて通知する。

オ 参加者が1者になった場合でも評価を行うこととする。

8 優先交渉権者選定後の手続

(1) 関係機関との協議

審査結果により優先交渉権者として選定された事業者は、太陽光発電設備の設置について各施設管理者、電気事業者及び経済産業省等と協議を行い、接続契約等必要な手続を速やかに行うこと。

(2) 協定の締結

優先交渉権者は、市との間で本事業に係る基本的な事項を定めた協定を締結する。なお、その協定に関する協議が整わないときは、優先交渉権者としての決定を取り消すとともに、次順位の者を繰り上げ、協定に関する協議を行うこととする。

(3) 使用許可申請

市と協定を締結した後に、当該協定書に基づき各施設管理者に対して行政財産目的外使用許可申請書等を提出し使用許可を受けること。

(4) 一級建築士による安全に関する証明

架台基礎等を含めた太陽光発電設備による全体の重量の増加に対してカーポート等の耐久性に問題がないことや、地震力、風圧力その他の外力に対して安全であることを構造計算書等により一級建築士が証明する書類を協定締結前までに提出すること。

9 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(2) 本募集要項に違反した場合。

(3) 公正を欠いた行為があった場合。

- (4) 提出書類に不備・錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 公募開始の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された事業提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された事業提案書等の内容は、非公開情報を除き公開することがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、協定内容は、詳細について協議の上、決定するものとする。
- (7) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (8) 提出書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。

11 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、以下のとおりとする。

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150

富士宮市環境企画課環境エネルギー室 担当:稲葉

電話番号:0544-22-1131

FAX番号:0544-22-1207

メール:kankikaku@city.fujinomiya.lg.jp